

# 令和8年度

## 宮代町水道事業 水質検査計画

水質検査計画の内容

1. 基本方針
2. 水道事業の概要
3. 原水及び浄水の水質状況及び水質管理上の問題点
4. 水質検査
5. 臨時の水質検査
6. 水質検査の方法（自己検査／委託検査）
7. 水質検査計画及び検査結果の公表の方法
8. その他水質検査計画の実施に関し、配慮すべき事項

# 令和8年4月

**令和8年度**  
**宮代町水道事業水質検査計画**

**1. 基本方針**

宮代町水道事業水質検査計画は、安全で良質な水道水を水道使用者に供給するとともに、公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与することを目的とするものです。また、この計画とこれまで実施してきた検査結果を併せ、水道水が安全で良質であることをご理解いただけるように公表いたします。

**2. 水道事業の概要**

(1) 給水区域

当町は、埼玉県東部に位置し、町の東側には大落古利根川が流れています。また、町を縦断する東武鉄道をはさむように、北西と南東に細長い面積15.95平方キロメートルの町です。東武動物公園駅から都心まで至便な距離にあり、給水人口約3万4千人、給水率は99.9%となっています。

(2) 水源の名称及び種類

県水：埼玉県企業局で河川水を浄水処理した水道用水です。

地下水：第7号水源から第9号水源の深井戸から取水した水です。

県水は約8割、自己水は約2割の比率で配水しています。

(3) 浄水場の名称及び浄水方法

- ・第2浄水場（地下水の塩素消毒に除鉄・除マンガン処理を加えたものと県水の混合）
- ・宮東配水場（県水）

※第2浄水場のろ過機で除鉄・除マンガン処理を行います。

**3. 原水及び浄水の水質状況及び水質管理上の問題点**

過去3年間、水質基準を超えて飲用不適になったことはありません。今後も適切な水質管理に努めてまいります。

**4. 水質検査**

(1) 採水場所

①浄水

第2浄水場系 宮代町大字和戸地内（久喜市隣接地）

宮東配水場系 宮代町字川端地内（大落古利根川付近）

第2浄水場系及び宮東配水場系 宮代町学園台3丁目地内（日本工業大学付近）

## ②原水（地下水）

第2浄水場系3施設（第7号水源、第8号水源、第9号水源）

### （2）検査項目及び検査頻度

水質基準項目は、水道法第4条に基づいた水質基準に関する省令に定められています。この省令は逐次改正方式がとられており毎年見直しがされております。宮代町では水質基準に適合した安全な水道水を供給するために水質検査を実施します。

水質基準項目以外においては、検査義務ではありませんが、水道事業の責務である「安全な水道水の供給」の観点から、必要と判断される範囲内において水質検査を実施します。

#### ①浄水（表－1）

水道法施行規則第15条第1項第1号イの規定による検査について、毎日1回検査をします。水道法施行規則第15条第1項第1号ロの規定による検査については、同項第3号の規定のとおり項目ごとに毎月1回、年4回ないし年1回、また、カビ臭項目（基43、基44）については、発生が予想される5月から9月の間に5回検査を実施します。

#### ②原水（表－2）

原水是水質基準の適用範囲ではありませんが、原水水質の変化を把握することにより、適切な浄水処理等が可能となるものであり、町に設置されている井戸3施設において個々に検査を実施します。

なお、検査項目については、水質基準全52項目のうち40項目※及び、水質汚染の指標となるアンモニア態窒素を年1回実施します。また、クリプトスポリジウム等の指標菌検査（大腸菌、嫌気性芽胞菌）を、年4回実施します。

※塩素消毒により生成される消毒副生成物12項目のうち、シアン化物イオン及び塩化シアンを除く11項目及び味については実施しません。

#### ③水質管理目標設定項目（表－3・表－4）

水質管理の観点から、水質管理目標設定項目のうち、亜塩素酸、二酸化塩素を除く24項目を、年1回検査を実施します。なお、農薬類（115種類）の検査については、町内で使用されている農薬の使用実態を勘案し、10種類の農薬を検査します。

#### ④要検討項目（表－5）

住民の関心が高いダイオキシン類については、第2浄水場内において年1回検査を実施します。

#### ⑤放射能検査

福島第一原子力発電所の事故に伴い放出された放射性セシウムを監視するため、浄水の検査を随時実施します。

#### ⑥その他の検査項目

塩素酸の監視及び水道施設の技術的基準を定める省令の確認試験のために第2浄水場のろ過機から塩素酸の試験を5月～10月に6回行います。

### 5. 臨時の水質検査

給水開始前の水質検査は、配水施設以外の水道施設又は配水池の新設、増設又は改造した場合に給水前に行う検査であり、全水質基準項目及び残留塩素の検査を行います。

臨時の水質検査は、以下のような場合に行うもので、この場合の検査は、水質基準項目が基本となります。ただし、明らかに必要がないと判断できる場合は検査を省略します。

- (1) 水源の水質が著しく悪化したとき。
- (2) 水源に異常があったとき。
- (3) 水源付近、給水区域及びその周辺において、消化器系伝染病が流行したとき。
- (4) 浄水過程に異常があったとき。
- (5) 配水管の大規模な工事、その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき。
- (6) その他、特に必要があると認められるとき。

### 6. 水質検査の方法（自己検査／委託検査）

定期及び臨時の水質検査については、水道法第20条第3項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた水質検査機関に委託します。

なお、水道法施行規則第15条第1項第1号イに係る毎日検査項目（残留塩素等）については当水道事業体で行います。

- (1) 委託の内容

令和8年度水質検査業務委託仕様書のとおり

### 7. 水質検査計画及び検査結果の公表の方法

水質検査計画及び水質検査結果については町公式ホームページ及び情報公開コーナーでの閲覧により公表します。

### 8. その他水質検査計画の実施に関し、配慮すべき事項

- (1) 水質検査結果の評価

水質基準は、水道により供給される水（基本的に給水栓の水）すべてについて満たされる水質上の要件であり、いかなる項目についても、その検査の結果、基準を超えた場合には、直ちに原因究明を行い、基準を満たす水質を確保するために必要な対策を講じます。

また、基準値超過が継続すると判断した場合には、確認のため、直ちに再検査を行います。

(2) 水質検査計画の見直しに関する事項

水質検査結果、その評価結果、水道使用者のご意見、国や県の助言・指導などを踏まえ、調査地点、調査回数、調査項目等は毎年見直しを行います。

(3) 水質検査の精度と信頼性保証に関する事項

水道水の安全性を保証するには、適正な水質検査を実施し精度に十分配慮することが必要です。そのため、検査機関に対しては当該年度の内部精度管理と外部精度管理の状況の報告を求め信頼性保証に努めます。

(4) 関係者との連携に関する事項

水道水の安全性を確保し、良質な水道水を供給するために国、県などの関係機関等と連携を取ります。

また、関係する業者等のリストを作成し、緊急時の連絡体制を明確にしておきます。

## 令和8年度水質検査地点と検査頻度

### 水質基準項目 管末給水栓 表-1

(浄水)

第2浄水場系末端(県水) (深井戸 第7号水源、第8号水源、第9号水源)

宮東配水場系末端(県水)

第2浄水場系及び宮東配水場系混合(県水) (深井戸 第7号水源、第8号水源、第9号水源)

水道法施行規則第15条第1項第1号イの規定による検査

No.	1日1回行う検査項目	評価	検査計画頻度
1	色	異常なし	毎日
2	濁り	異常なし	毎日
3	消毒の残留効果(残留塩素)	0.1mg/l以上	毎日

水道法施行規則第15条第1項第1号ロの規定による検査

	水質基準項目	水質基準 (mg/l)	毎月検査	年4回検査	年1回検査	発生時期
基01	一般細菌	1ml中100以下	○			
基02	大腸菌	検出されないこと	○			
基03	カドミウム及びその化合物	0.003以下			○	
基04	水銀及びその化合物	0.0005以下			○	
基05	セレン及びその化合物	0.01以下			○	
基06	鉛及びその化合物	0.01以下			○	
基07	ヒ素及びその化合物	0.01以下			○	
基08	六価クロム化合物	0.02以下			○	
基09	亜硝酸態窒素	0.04以下			○	
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下		○		
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下		○		
基12	フッ素及びその化合物	0.8以下			○	
基13	ホウ素及びその化合物	1.0以下			○	
基14	四塩化炭素	0.002以下			○	
基15	1,4-ジオキサン	0.05以下			○	
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下			○	
基17	ジクロロメタン	0.02以下			○	
基18	テトラクロロエチレン	0.01以下			○	
基19	トリクロロエチレン	0.01以下			○	
基20	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)(別名PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(別名PFOA)	0.00005以下		○		
基21	ベンゼン	0.01以下			○	
基22	塩素酸	0.6以下		○		

	水質基準項目	水質基準 (mg/l)	毎月検査	年4回検査	年1回検査	発生時期
基 23	クロロ酢酸	0.02 以下		○		
基 24	クロロホルム	0.06 以下		○		
基 25	ジクロロ酢酸	0.03 以下		○		
基 26	ジブロモクロロメタン	0.1 以下		○		
基 27	臭素酸	0.01 以下		○		
基 28	総トリハロメタン	0.1 以下		○		
基 29	トリクロロ酢酸	0.03 以下		○		
基 30	ブロモジクロロメタン	0.03 以下		○		
基 31	ブロモホルム	0.09 以下		○		
基 32	ホルムアルデヒド	0.08 以下		○		
基 33	亜鉛及びその化合物	1.0 以下			○	
基 34	アルミニウム及びその化合物	0.2 以下			○	
基 35	鉄及びその化合物	0.3 以下			○	
基 36	銅及びその化合物	1.0 以下			○	
基 37	ナトリウム及びその化合物	200 以下			○	
基 38	マンガン及びその化合物	0.05 以下			○	
基 39	塩化物イオン	200 以下	○			
基 40	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	300 以下		○		
基 41	蒸発残留物	500 以下		○		
基 42	陰イオン界面活性剤	0.2 以下			○	
基 43	ジェオスミン	0.00001 以下				5月～9月の5回
基 44	2-メチルイソボルネオール	0.00001 以下				5月～9月の5回
基 45	非イオン界面活性剤	0.02 以下			○	
基 46	フェノール類	0.005 以下			○	
基 47	有機物 (全有機炭素 (TOC) の量)	3 以下	○			
基 48	pH値	5.8 以上 8.6 以下	○			
基 49	味	異常でないこと	○			
基 50	臭気	異常でないこと	○			
基 51	色度	5 度以下	○			
基 52	濁度	2 度以下	○			

## 水質基準項目 表-2

(原水)

第2浄水場系 第7号水源、第8号水源、第9号水源

	水質基準項目等	年4回検査	年1回検査
基 01	一般細菌		○
基 02	大腸菌	○	
基 03	カドミウム及びその化合物		○
基 04	水銀及びその化合物		○
基 05	セレン及びその化合物		○
基 06	鉛及びその化合物		○
基 07	ヒ素及びその化合物		○
基 08	六価クロム化合物		○
基 09	亜硝酸態窒素		○
基 10	シアン化物イオン及び塩化シアン		○
基 11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		○
基 12	フッ素及びその化合物		○
基 13	ホウ素及びその化合物		○
基 14	四塩化炭素		○
基 15	1, 4-ジオキサン		○
基 16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン		○
基 17	ジクロロメタン		○
基 18	テトラクロロエチレン		○
基 19	トリクロロエチレン		○
基 20	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)(別名 PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(別名 PFOA)		○
基 21	ベンゼン		○
基 22	塩素酸		
基 23	クロロ酢酸		
基 24	クロロホルム		
基 25	ジクロロ酢酸		
基 26	ジブロモクロロメタン		
基 27	臭素酸		
基 28	総トリハロメタン		
基 29	トリクロロ酢酸		
基 30	ブロモジクロロメタン		
基 31	ブロモホルム		
基 32	ホルムアルデヒド		
基 33	亜鉛及びその化合物		○
基 34	アルミニウム及びその化合物		○
基 35	鉄及びその化合物		○
基 36	銅及びその化合物		○
基 37	ナトリウム及びその化合物		○
基 38	マンガン及びその化合物		○
基 39	塩化物イオン		○
基 40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)		○
基 41	蒸発残留物		○
基 42	陰イオン界面活性剤		○

	水質基準項目等	年4回検査	年1回検査
基43	ジェオスミン		○
基44	2-メチルイソボルネオール		○
基45	非イオン界面活性剤		○
基46	フェノール類		○
基47	有機物（全有機炭素（TOC）の量）		○
基48	pH値		○
基49	味		
基50	臭気		○
基51	色度		○
基52	濁度		○
	嫌気性芽胞菌	○	
	アンモニア態窒素		○

### 水質管理目標設定項目 農薬類 表-3・表-4

（浄水）

地点 第2浄水場系末端（県水）（深井戸 第7号水源、第8号水源、第9号水源）

宮東配水場系末端（県水）（農薬類は除く）

第2浄水場系及び宮東配水場系混合（県水）（深井戸 第7号水源、第8号水源、第9号水源）

表-3

番号	項目	目標値（mg/l）	年1回検査
目01	アンチモン及びその化合物	0.02以下	○
目02	ウラン及びその化合物	0.002以下（暫定値）	○
目03	ニッケル及びその化合物	0.02以下	○
目05	1, 2-ジクロロエタン	0.004以下	○
目08	トルエン	0.4以下	○
目09	フタル酸ジ（2-エチルヘキシル）	0.08以下	○
目10	亜塩素酸	0.6以下	
目12	二酸化塩素	0.6以下	
目13	ジクロロアセトニトリル	0.01以下（暫定値）	○
目14	抱水クロラール	0.02以下（暫定値）	○
目15	農薬類	Σ1以下	○（表-4）
目16	残留塩素	1以下	○
目17	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	10~100	○
目18	マンガン及びその化合物	0.01以下	○
目19	遊離炭酸	20以下	○
目20	1, 1, 1-トリクロロエタン	0.3以下	○
目21	メチル-tert-ブチルエーテル（MTBE）	0.02以下	○
目22	有機物等（KMnO <sub>4</sub> 消費量）	3以下	○
目23	臭気強度（TON）	3TON以下	○
目24	蒸発残留物	30~200	○
目25	濁度	1度以下	○
目26	pH値	7.5程度	○
目27	腐食性（ランゲリア指数）	-1~0に近づける	○
目28	従属栄養細菌	2000CFU/ml以下（暫定）	○
目29	1, 1, 1-ジクロロエチレン	0.1以下	○
目30	アルミニウム及びその化合物	0.1以下	○

表-4

番号	農薬名	目標値 (mg/l)	年1回検査
1	1, 3-ジクロロプロペン (D-D)	0.06 以下	
2	2, 2-DPA (ダラポン)	0.08 以下	
3	2, 4-D (2, 4-PA)	0.02 以下	
4	EPN	0.004 以下	
5	MCPA	0.005 以下	
6	アシュラム	0.9 以下	
7	アセフェート	0.006 以下	
8	アトラジン	0.01 以下	
9	アニロホス	0.003 以下	
10	アミトラズ	0.006 以下	
11	アラクロール	0.03 以下	
12	イソキサチオン	0.005 以下	
13	イソフェンホス	0.001 以下	
14	イソプロカルブ (MIPC)	0.01 以下	
15	イソプロチオラン (IPT)	0.3 以下	○
16	イブフェンカルバゾン	0.002 以下	
17	イプロベンホス (IBP)	0.09 以下	
18	イミノクタジン	0.006 以下	
19	インダノファン	0.009 以下	
20	エスプロカルブ	0.03 以下	
21	エトフェンプロックス	0.08 以下	○
22	エンドスルファン (ベンゾエピン)	0.01 以下	
23	オキサジクロメホン	0.02 以下	
24	オキシ銅 (有機銅)	0.03 以下	
25	オリサストロビン	0.1 以下	
26	カズサホス	0.0006 以下	
27	カフェンストロール	0.008 以下	○
28	カルタップ	0.05 以下	
29	カルバリル (NAC)	0.02 以下	
30	カルボフラン	0.0003 以下	
31	キノクラミン (ACN)	0.005 以下	
32	キャプタン	0.3 以下	
33	クミルロン	0.03 以下	
34	グリホサート	2 以下	○
35	グルホシネート	0.02 以下	
36	クロメプロップ	0.02 以下	
37	クロルニトロフェン (CNP)	0.0001 以下	
38	クロルピリホス	0.003 以下	
39	クロロタロニル (TPN)	0.05 以下	
40	シアナジン	0.001 以下	
41	シアノホス (CYAP)	0.003 以下	
42	ジウロン (DCMU)	0.02 以下	
43	ジクロベニル (DBN)	0.03 以下	
44	ジクロロボス (DDVP)	0.008 以下	
45	ジクワット	0.01 以下	○
46	ジスルホトン (エチルチオメトン)	0.004 以下	
47	ジチオカルバメート系農薬	0.005 以下	

番号	農薬名	目標値 (mg/l)	年1回検査
48	ジチオピル	0.009 以下	
49	シハロホップブチル	0.006 以下	
50	シマジン (CAT)	0.003 以下	
51	ジメタメトリン	0.02 以下	
52	ジメトエート	0.05 以下	
53	シメトリン	0.03 以下	○
54	ダイアジノン	0.003 以下	
55	ダイムロン	0.8 以下	
56	ダゾメット、メタム (カーバム) 及びメチルイソチオシアネート	0.01 以下 (メチルイソチオシアネートとして)	
57	チアジニル	0.1 以下	
58	チウラム	0.02 以下	
59	チオジカルブ	0.08 以下	
60	チオフアネートメチル	0.3 以下	
61	チオベンカルブ	0.02 以下	
62	テフリルトリオン	0.002 以下	
63	テルブカルブ (MB PMC)	0.02 以下	
64	トリクロピル	0.006 以下	
65	トリクロルホン (DEP)	0.005 以下	
66	トリシクラゾール	0.1 以下	
67	トリフルラリン	0.06 以下	
68	ナプロパミド	0.03 以下	
69	パラコート	0.01 以下	
70	ピペロホス	0.0009 以下	
71	ピラクロニル	0.01 以下	
72	ピラゾキシフェン	0.004 以下	
73	ピラゾリネート (ピラゾレート)	0.02 以下	
74	ピリダフェンチオン	0.002 以下	
75	ピリブチカルブ	0.02 以下	
76	ピロキロン	0.05 以下	
77	フィプロニル	0.0005 以下	
78	フェニトロチオン (MEP)	0.01 以下	
79	フェノブカルブ (B PMC)	0.03 以下	
80	フェリムゾン	0.05 以下	
81	フェンチオン (MP P)	0.006 以下	
82	フェントエート (PAP)	0.007 以下	
83	フェントラザミド	0.01 以下	
84	フサライド	0.1 以下	
85	ブタクロール	0.03 以下	
86	ブタミホス	0.02 以下	
87	ブプロフェジン	0.02 以下	
88	フルアジナム	0.03 以下	
89	プレチラクロール	0.05 以下	
90	プロシミドン	0.09 以下	
91	プロチオホス	0.007 以下	
92	プロピコナゾール	0.05 以下	
93	プロピザミド	0.05 以下	
94	プロベナゾール	0.03 以下	
95	ブロモブチド	0.1 以下	○

番号	農 薬 名	目標値 (m g / l)	年 1 回検査
96	ベノミル	0.02 以下	
97	ペンシクロン	0.1 以下	
98	ベンゾピシクロン	0.09 以下	
99	ベンゾフェナップ	0.005 以下	
100	ベントゾン	0.2 以下	○
101	ペンディメタリン	0.3 以下	
102	ベンフラカルブ	0.02 以下	○
103	ベンフルラリン (ベスロジン)	0.01 以下	
104	ベンフレセート	0.07 以下	
105	ホスチアゼート	0.005 以下	
106	マラチオン (マラソン)	0.7 以下	
107	メコプロップ (MCP P)	0.05 以下	
108	メソミル	0.03 以下	
109	メタラキシル	0.2 以下	○
110	メチダチオン (DMTP)	0.004 以下	
111	メトミノストロビン	0.04 以下	
112	メトリブジン	0.03 以下	
113	メフェナセツト	0.02 以下	
114	メプロニル	0.1 以下	
115	モリネート	0.005 以下	

要検討項目 表-5

(浄水) 地点 第2浄水場 採水 (ダイオキシン類)

番号	項目	目標値 (m g / l)	年 1 回検査
検 01	銀及びその化合物	—	
検 02	バリウム及びその化合物	0.7 以下	
検 03	ビスマス及びその化合物	—	
検 04	モリブデン及びその化合物	0.07 以下	
検 05	アクリルアミド	0.0005 以下	
検 06	アクリル酸	—	
検 07	17-β-エストラジオール	0.00008 以下 (暫定値)	
検 08	エチニル-エストラジオール	0.00002 以下 (暫定値)	
検 09	エチレンジアミン四酢酸 (EDTA)	0.5 以下	
検 10	エピクロロヒドリン	0.0004 以下 (暫定値)	
検 11	塩化ビニル	0.002 以下	
検 12	酢酸ビニル	—	
検 13	2,4-トルエンジアミン	—	
検 14	2,6-トルエンジアミン	—	
検 15	N,N-ジメチルアニリン	—	
検 16	スチレン	0.02 以下	
検 17	ダイオキシン類	1 p g TEQ/L 以下 (暫定値)	○
検 18	トリエチレントラミン	—	
検 19	ノニルフェノール	0.3 以下 (暫定値)	
検 20	ビスフェノールA	0.1 以下 (暫定値)	
検 21	ヒドラジン	—	
検 22	1,2-ブタジエン	—	
検 23	1,3-ブタジエン	—	
検 24	フタル酸ジ (n-ブチル)	0.01 以下 (暫定値)	
検 25	フタル酸ブチルベンジル	0.5 以下 (暫定値)	

番号	項目	目標値 (mg / l)	年 1 回検査
検 26	マイクロキスチン-LR	0.0008 以下 (暫定値)	
検 27	有機すず化合物	0.0006 以下 (暫定値) (TBTO)	
検 28	ブロモクロロ酢酸	—	
検 29	ブロモジクロロ酢酸	—	
検 30	ジブロモクロロ酢酸	—	
検 31	ブロモ酢酸	—	
検 32	ジブロモ酢酸	—	
検 33	トリブロモ酢酸	—	
検 34	トリクロロアセトニトリル	—	
検 35	ブロモクロロアセトニトリル	—	
検 36	ジブロモアセトニトリル	0.06 以下	
検 37	アセトアルデヒド	—	
検 38	MX	0.001 以下	
検 39	キシレン	0.4 以下	
検 40	過塩素酸	0.025 以下	
検 43	N-ニトロジメチルアミン (NDMA)	0.0001 以下	
検 44	アニリン	0.02 以下	
検 45	キノリン	0.0001 以下	
検 46	1, 2, 3, -トリクロロベンゼン	0.02 以下	
検 47	ニトリロ三酢酸 (NTA)	0.2 以下	
検 49	要検討PFAS	—	